

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」策定の概要

1. 策定の趣旨

これまでの信用保証協会に対する監督実務については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における「VI 信用保証協会関係」の章を根拠として運用していたところですが、

- ・ 信用保証制度を利用する金融機関は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の対象業態に限らないことから、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部として位置付けなければならない必然性がないこと、
 - ・ 信用保証協会の監督は、金融庁と経済産業省が共管で行っているにもかかわらず、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が金融庁単独名義となっていることから、監督の実態に即し、両省庁連名の指針とすることが望ましいこと、
- 等の理由から、今回、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」から「VI 信用保証協会関係」を分離独立させ、新たに「信用保証協会向けの総合的な監督指針」を策定することとしました。

2. 策定の基本的考え方

- (1) 預金取扱金融機関とは異なる業務特性等を有する信用保証協会の監督に当たり、信用保証協会の監督に従事する金融庁、経済産業省（中小企業庁）、地方支分部局（各財務（支）局等及び各経済産業局等）及び関係地方公共団体の関係職員向けのオールインワン型手引書として位置付ける。
- (2) 現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における「VI 信用保証協会関係」の内容・構成を基本とし、信用保証協会の監督に当たっても同様に留意すべき内容として、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における基本的考え方や業務の適切性等に係る部分を盛り込む。
- (3) 信用保証協会における経営管理態勢（ガバナンス）の強化の要請を踏まえ、役員選任に当たっての留意点の明確化、常勤監事の設置の努力義務化等を明示するとともに、現時点で必要性が乏しくなっている記述の削除等、必要な規定の整理を行う。

3. 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」（案）本文

別紙1のとおりです

4. 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」と「信用保証協会向けの総合的な監督指針」（案）との新旧対照表

別紙2のとおりです

5. 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の新旧対照表（「VI 信用保証協会関係」の削除）

別紙3のとおりです